

令和2年4月10日

教職員、学生の皆様

農学部長

研究室等での研究活動および関係する教職員と学生の生活行動について

令和2年4月8日に農学部教育研究戦略会議で検討し、下記のような対応方針となりましたのでお知らせします。

1. 毎日の体温を測定して、発熱等の風邪の症状がある者は、登校や出勤をせず、自宅で静養してください。
2. 県外への出張、就職活動等から戻ってきた者は、基本的に帰沖後2週間、登校や出勤をせず、自宅で健康観察してください。県内移動であっても、航空機、船、バスなどの移動手段や接触者について熟慮し自宅待機（健康観察）の要否について判断してください。
3. 学生居室、実験室では、三密を避けるようにしてください。厚生労働省労働基準局からは、一人あたり必要換気量は毎時30m³で、1時間に2回程度換気を行うことが要請されています。また、人と人との間は1メートル以上、会話や発声時には2メートル以上間隔を開けることも要請されています。これらの要請に応えることを徹底してください。また、車での移動の際にもこの条件を満たすようご配慮ください。
4. 学生居室、実験室に入る前または入室直後に、手指消毒または石鹸と流水で丁寧に手を洗ってください。また、複数名が集まる室内ではマスクまたはその代用品を着用してください。なお、共同で利用する物品について、利用後の消毒を徹底してください。
5. 研究活動に関係する教職員、学生との間で嫌悪、偏見、差別が起こらないように、コミュニケーションをしっかりと行ってください。
6. ご自身およびご家族等の同居者の生活行動の履歴を把握しておいてください（今後同居者からの感染の可能性も考えられます）。

参考資料

- ①新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000617466.pdf#search=%27E5%9F%BA%E5%AE%89%E7%99%BA0331%27>
 - ②新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html
- ②をより詳しくは、日本赤十字社「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応する職員のためのサポートガイド」を参照ください。